

## 第8節

## 欧州

## 1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識される一方で、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった多様な安全保障課題が生じてきた。また、近年においては、厳しさを増す財政状況が、各国の安全保障・

防衛政策に大きな影響を及ぼしている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）といった多  
North Atlantic Treaty Organization European Union  
 国間の枠組を強化・拡大しつつ、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革を進めている。

## 2 多国間の安全保障の枠組の強化

## 1 NATO・EUの安全保障・防衛政策

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させた。

10（同22）年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合においては、11年ぶりとなる新しい戦略概念<sup>1</sup>が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟の実現に向けた、以後10年間の指針が提示された。同文書においてNATOは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定、サイバー攻撃などを主な脅威としてあげるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障、の3つをNATOの中核的任務と規定している。

また、NATOでは近年、加盟国の国防費削減や、加盟国間、特に米国と欧州各国間の軍事能力の格差が深刻化し

ていることなどを背景<sup>2</sup>に、「スマート防衛」（Smart Defence）構想が推進されている。これは、多国間協調によって、より少ない資源でより確実な安全保障を実現することを目的とした考え方であり、①「優先順位付け」：優先的に投資すべき分野の選別<sup>3</sup>、②「専門化」：加盟国がそれぞれの得意分野に特化<sup>4</sup>、③「多国間協力」：装備品の共同調達や共同運用の推進、を構想の柱としている。本構想の具体的な取組として、12（同24）年5月にシカゴで開催されたNATO首脳会合では、NATOの指揮統制のもとで加盟国の迎撃ミサイルやレーダーなどを接続させ、弾道ミサイル攻撃からNATOの諸国民と領域を防衛するミサイル防衛<sup>5</sup>について、暫定的な能力（Interim Capability）<sup>6</sup>を獲得したことが宣言されるとともに、無人航空機による加盟国共同での地上監視（AGS）システム<sup>7</sup>の中心となるグローバルホーク（RQ-4）5機の調達契約がNATO加盟13か国間で署名された。同会合ではこれらに加え、路肩爆弾を除去するための遠隔操作ロボット

1 戦略概念（strategic concept）は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、今回で7回目（49、52、57、68、91、99、10年）の策定となる。

2 現在、NATO加盟国全体の国防費総計の7割を米国が占めており、11（平成23）年に欧州主導により行われたリビアにおける軍事作戦では、欧州各国の作戦遂行能力、特に情報収集・警戒監視・偵察（ISR：Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）能力の欠如が明らかとなり、これらを米国に依存することとなった。

3 10（平成22）年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合では、ミサイル防衛、サイバー防衛、医療支援、情報収集などを優先的に投資すべき11の重点分野として位置づけた。

4 すべての加盟国があらゆる防衛能力を有する必要はなく、それぞれが得意な防衛能力に特化し、それらを同盟国内で共有することを示している。既に行われている具体例として、バルト諸国は、NATO内の同盟国に領空の警備を依存し、高価な航空機の購入・維持への投資を断念する代わりに、アフガニスタンにおけるISAFの取組において一定の貢献を果たしている。

5 NATOは05（平成17）年以降、射程3,000kmまでの短・中距離弾道ミサイルの脅威から展開中のNATO部隊を防衛することを目的として、ALTBM（Active Layered Theatre Ballistic Missile Defence）と呼ばれる独自の戦域ミサイル防衛システムの開発を続けており、10（同22）年のリスボン宣言では、このシステムの防衛範囲をNATOの諸国民・領域全体へと拡大することを決定したとしている。

6 詳細は必ずしも明らかではないが、迎撃ミサイルやレーダーなどを接続する指揮統制機能が装備され、限定的なミサイル対処能力を獲得したことを指しているものと考えられる。

の共同調達、海上哨戒機の共同管理など、22件の多国間プロジェクトが承認された。

EUは、共通外交・安全保障政策（CFSP）<sup>7</sup>のもと、安全保障分野における取組を強化しており、03（同15）年に採択した初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」において、新たな脅威に対処する能力を強化し、欧州近隣地域への関与を通じてその安全保障に貢献するとともに、米国、パートナー諸国、国連などの国際機構と協力しながら、より効率的な多国間主義に基づく国際秩序の形成を先導することを目指すとしている。

また、EUにおいても、各国における国防費削減や加盟国間の能力格差が契機<sup>8</sup>となり、加盟国間でより多くの軍事能力を共同管理し、共同使用する「プーリング・アンド・シェアリング（Pooling & Sharing）」構想が推進されている。具体的には、空中給油、ヘリコプター訓練、野戦病院などの分野における協力が進展している。EUは、本構想における全ての取組みが、「スマート防衛」構想といった、NATOの枠組みで実施されている活動と相互に害することなく、また補完し合うようにするとしている。

## 2 NATO・EUの域外における活動<sup>9</sup>

NATOは、03（同15）年8月から、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊（ISAF）を主導している。12（同24）年5月にシカゴで開催されたNATO首脳会合では、13（同25）年半ば以降、アフガニスタン治安部隊（ANSF）がアフガニスタン全土において治安維持を主導する一方で、ISAFはANSFの訓練、助言、支援任務に移行し、14（同26）年末までに治安権限移譲を完了することで合意した。また、14（同26）年末以降も、引き続きアフガニスタンの支援を継続することが確認された。08（同20）年2月に独立を宣言したコソボにおいては、99（同11）年6月

以降、コソボ国際安全保障部隊（KFOR）Kosovo Forceの枠組で治安維持などの任務を継続している。

EUは、03（同15）年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して初めて平和維持活動を主導した。これ以降、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンゴ民主共和国、チャド、中央アフリカに部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動<sup>10</sup>に積極的に取り組んでいる。13（同25）年2月には、イスラム武装勢力などが深刻な脅威となっているマリにおいて、マリ軍の訓練と再編を支援する訓練ミッションを開始した。

また、NATOおよびEUは、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動に積極的に関与している。NATOは、08（同20）年10月以降、加盟国の海軍から構成される常設海上部隊（SNMG）の艦船を同海域に派遣して海賊対処活動に従事させており、09（同21）年8月以降行っている「オーシャン・シールド作戦」では、艦船による海賊対処活動に加えて、要請があった国に対して海賊対処能力強化の支援を行うことも任務としている。EUは、08（同20）年12月から初の海上任務となる同海域での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている<sup>11</sup>。



海賊対処活動「アタランタ作戦」において、船舶（手前）の護衛を行うEU海軍艦艇（奥）【EU NAVAL FORCE】

7 EUは、93（平成5）年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策（CFSP）を導入した。また、99（同11）年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」（ESDP：European Security and Defence Policy）をCFSPの枠組の一部として進めることを決定した。09（同21）年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障・防衛政策（CSDP：Common Security and Defence Policy）と改称した上で、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。

8 EUの防衛能力向上を目的とした機関である欧州防衛庁（European Defence Agency）は、リビアにおける軍事作戦などにおいて、空中給油能力や精密誘導兵器などの不足と、これらの米国への依存が明らかになったとしている。

9 NATOが主に軍事作戦を行ってきたのに対し、EUは文民ミッションを数多く行ってきた。他方、NATOは、危機管理には警察、文民、軍事分野を含めた包括的アプローチが必要であるとしており、EUも、NATOが介入しない場合に平和維持任務などを主導するため、EUバトルグループ（戦闘群）を待機させている。また、両者の役割分担は、個別の活動ごとに決定されていると見られる。なお、EUとNATOの協力関係として、02（平成14）年12月には、EUによるNATOのアセット・能力の使用に関するEU・NATO間の恒久的な取極めが成立している。

10 ペータースベルク任務と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘任務からなる。

11 EUは、この地域における海賊対処のため、包括的アプローチをとっており、「アタランタ作戦」に加え、「ソマリアEU訓練ミッション」、「アフリカの角EU地域海上能力構築ミッション」も実施している。

### 3 欧州各国の安全保障・防衛政策

#### 1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

10（同22）年5月に発足したキャメロン政権は、特にアフガニスタンにおける作戦の長期化による軍の疲弊や、財政状況の悪化にともなう国防費削減圧力<sup>1</sup>の高まりの中で、新設した「国家安全保障会議」（NSC）<sup>2</sup>のもと、同年10月に、「国家安全保障戦略」（NSS）および「戦略防衛・安全保障見直し」（SDSR）<sup>3</sup>を発表した<sup>3</sup>。

NSSでは、今後5年から20年の間に具現化する可能性のあるリスクをその蓋然性と影響度の観点から網羅的に評価した上で、国際テロ、サイバー空間に対する攻撃、大事故や自然災害、国際的軍事危機の4つを最も優先的に対応すべきリスクとして設定した<sup>4</sup>。そしてSDSRでは、国防費削減圧力による兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを進める一方で、サイバー空間に対する攻撃やテロといった新たな脅威への優先的資源配分などによって、専門的かつ柔軟で近代的な戦力への転換を目指している<sup>5</sup>。

12（同24）年7月には、陸軍改編計画「Army 2020」を発表した。ここでは、アフガニスタンにおける戦闘任務の終了を見据えて現役と予備役部隊の統合を進め、予備役部隊にも国外任務、国連ミッション、長期の安定化作戦などの広範な任務を負わせるとされている。本計画は、現役の人員を削減する一方で、予備役の人員、役割を拡大する取組であり、今後の進展が注目される。

#### 2 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組において紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた<sup>6</sup>。

11（同23）年に8年ぶりに策定された「国防政策の指針」（VPR）<sup>7</sup>では、従来の軍事手段によるドイツに対する直接的な脅威が発生する可能性は依然として低く、リスクと脅威は、破綻国家、国際テロリズム、自然災害、サイバー攻撃、大量破壊兵器の拡散などから生じるとした。そして、危機および紛争の予防・封じ込めに積極的に参加する姿勢を示し、政府横断的な方策を講じるとともに、NATOおよびEUの枠組における軍の協力、標準化、相互運用性の推進が不可欠であるとしている。

11（同23）年4月に成立した改正軍事法では、徴兵制の運用停止や、総兵力の25万人から18万5,000人への削減が定められた一方、展開可能兵力を増やし、最大1万人の兵士を持続的に展開することができる体制を目標にしている。

1 10（平成22）年10月に、NSS・SDSRに続けて公表された財務省による「歳出見直し2010」（Spending Review2010）は、国防費について平成26年度までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとしている。

2 首相を議長とし、国家安全保障に関わる主要閣僚と、必要に応じて軍参謀総長、情報機関の長らが出席。新設された国家安全保障補佐官（NSA：National Security Adviser）が会議全体の調整役を担う。外交、防衛、エネルギー、国際開発その他の国家安全保障に関係するすべての政府部門の所掌任務を最も高いレベルで統合することで、各部門に高度な戦略的指針を提示し、直面する危機への対応策を調整することを任務とする。

3 キャメロン政権は、新しいNSSにおいて、英国を取り巻く戦略的背景を分析するとともに国家の戦略目標を規定し、SDSRにおいて、NSSが示した目標を達成するための方策・手段を規定して、防衛・安全保障に関する一体の国家戦略を構成するものとした。また、今後はNSCによる定期的な見直しのもと、新しいNSSとSDSRを5年ごとに策定・公表するとしている。

4 新しいNSSは、このように戦略的背景を分析した上で、①安全かつ強靱な英国の確立、②安定的な世界の形成という2つの戦略目標を設定し、不安定化要因の根源への対応や必要に応じた同盟国・パートナー国との協力といった8つの国家安全保障任務を設定した。

5 SDRSは、15（平成27）年までに海軍5,000人、陸軍7,000人、空軍5,000人の兵力削減のほか、防衛省文官数の2万5,000人削減、現有の空母「アーク・ロイヤル」の即時退役、主力戦車の40%削減、F-35統合攻撃戦闘機（JSF：Joint Strike Fighter）の調達機数削減などを決定した。また、現在2万人とされる在独英軍を同年までに半数撤退させ、20（同32）年までに残り全てを撤退させるとした。

6 ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、10（平成22）年までに25万人体制へと削減した。また、94（同6）年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATOなど多国間枠組のもとで行われる国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの国際任務への連邦軍の派遣を徐々に拡大してきた。



### 3 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制および能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、人員の削減や基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化<sup>7</sup>と将来に備えた装備の近代化を進めている。

13（同25）年4月に5年ぶりに発表した「国防白書」においては、前回に引き続き、①情報、②核抑止、③防護、④予防、⑤展開<sup>8</sup>を国家安全保障戦略の5本柱とし、これらの機能を組み合わせながら、今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとしている。対外関係に関しては、NATOを集団防衛、欧米の連携、軍事行動の共通枠組みと位置づけ、他方、EUについては、防衛能力構築における自らの主導的役割を明記した。また、財政面での制約を

背景に、これまでの削減策に加え、19（同31）年までに2万4000人の人員削減、多国間協力によるコスト削減などを進めるとしている。



国防白書発表に際して演説をするオランド仏大統領（13（平成25）年）  
【仏大統領府 © Présidence de la République】

- 7 フランスは「2009年-2014年軍事計画法」において、テロや組織犯罪対策、大量破壊兵器などの不拡散を扱う情報分野における人員増を計画しているほか、宇宙分野への重点投資を進めるとしており、20（平成32）年までの宇宙関連予算の倍増や、新型光学衛星の打上げを目指すとしている。また、09（同21）年2月には、欧州初となる早期警戒衛星の技術実証衛星「スピラル」の打上げに成功しており、10（同22）年7月には、統合参謀長隷下に統合宇宙司令部が創設されている。
- 8 フランスは08（平成20）年6月に発表した「国防白書」において、大西洋から地中海、アラブ・ペルシア湾、インド洋にいたる一帯を優先的地域と定め、そこに紛争予防および介入の能力を集中させるとしており、「2009年-2014年軍事計画法」では、国土から8,000km以内に陸軍3万人、戦闘機70機、1個の空母機動部隊を投入可能とする戦力整備目標を定めている。また、09（同21）年5月には、国外への基地開設としては約50年ぶりとなる軍事基地をアラブ首長国連邦に開設した。さらに、13（同25）年4月に発表した「国防白書」において、国内または国外基地から3,000km以内で単独または多国籍での作戦能力を維持するとしている。